

議案第 3 号

朝来市自治基本条例審議会条例制定について
朝来市自治基本条例審議会条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 3 月 2 日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

朝来市自治基本条例（平成21年朝来市条例第 2 号）の運用状況等に係る調査審議等を行う朝来市自治基本条例審議会を設置するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例 号

朝来市自治基本条例審議会条例

(設置)

第1条 朝来市自治基本条例（平成21年朝来市条例第2号。以下「条例」という。）第32条の規定に基づき、朝来市自治基本条例審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、及びその結果を答申するものとする。

- (1) 条例の運用状況に関すること。
- (2) 条例の見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 市内事業者の代表者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問された事項について答申をしたときまでとする。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、まちづくり協働部市民協働課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行後及び任期満了後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年朝来市条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表プロポーザル審査委員会の項の次に次のように加える。

自治基本条例審議会	委員	日額	9,000円
-----------	----	----	--------

議案第3号資料

朝来市自治基本条例審議会条例逐条解説

(設置)

第1条 朝来市自治基本条例（平成21年朝来市条例第2号。以下「条例」という。）第32条の規定に基づき、朝来市自治基本条例審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

【解説】

朝来市自治基本条例審議会の設置目的を定めるものです。条例の運用状況等に係る調査審議等を行うため設置するものです。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、及びその結果を答申するものとする。

- (1) 条例の運用状況に関すること。
- (2) 条例の見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

【解説】

審議会の所掌事務を定めるもので、市長の諮問に応じて条例の運用状況等の調査審議等を行います。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 市内事業者の代表者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

【解説】

審議会は、学識経験を有する者、公共的団体の代表者、市内事業者の代表者等のほか幅広く意見を求めるため第2項第4号において委員の一部を公募することとしています。

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問された事項について答申をしたときまでとする。

【解説】

委員の任期を定めるものです。委員は、第2条に定める所掌事務にかかる諮問事項について答申をしたときまでを任期とします。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

【解説】

審議会に会長を置くことを定めるとともに、選出方法やそれぞれの役割を定めるものです。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

【解説】

審議会の会議の開催に関する事項を定めています。

会議は会長が招集することを規定していますが、招集の特例を附則第2項で規定しており、最初の会議及び任期満了後の最初の会議は市長が招集することとしています。

会議は委員の過半数の出席を成立の要件とし、議事は出席委員の過半数で決することとしています。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

【解説】

審議会に関係者の出席を求めることができることを定めるものです。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、まちづくり協働部市民協働課において処理する。

【解説】

審議会の庶務を処理する担当課を定めるものです。

条例を所掌する市民協働課において処理することとしています。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

この条例に定めるほか、審議会に関する必要な事項については、別に定めるものです。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例の施行後及び任期満了後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年朝来市条例第63号)の一部を次のように改正する。

別表プロポーザル審査委員会の項の次に次のように加える。

自治基本条例審議会	委員	日額	9,000円
-----------	----	----	--------

【解説】

附則として、この条例の施行期日、審議会の招集の特例及び朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の改正を定めるものです。